

社会福祉法人 長野南福祉会
短期入所生活介護事業所 栗田の里 2号館 運営規程

第1章 総則

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野南福祉会が、設置運営する地域密着型特別養護老人ホーム栗田の里 2号館（以下「栗田の里 2号館」という。）に、介護保険法による指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業を併設して実施するにあたり必要とする事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 居宅要介護者等（以下「利用者」という。）について、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、要支援者にあっては、出来る限り要介護状態とならないよう、必要な援助を適切妥当に行い、また、相当期間以上に継続して利用する者については、短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画を作成し、当該計画の内容に沿った援助を行うものとする。

- 2 サービスの実施にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努め、かつ関係市町村ほか地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 従業者の資質の向上を図るため、施設内外の研修の機会を積極的に設けると共に、その研修の成果が利用者及び地域社会に反映されるよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所栗田の里 2号館
- (2) 所在地 長野市大字栗田字舎利田 747 番地 6

(利用定員)

第5条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護に係る利用定員は、29名とする。

ユニット数及び各ユニットの利用定員は以下の通りとする。

- (1) ユニット 1 9名
- (2) ユニット 2 10名

(3) ユニット3 10名

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び員数)

第6条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業を実施するにあたり、次の職員を置く。

(1) 管理者	1名
(2) 医師（非常勤）	1名 以上
(3) 生活相談員	1名 以上
(4) 介護支援専門員	1名 以上
(5) 看護職員	1名 以上
(6) 介護職員	1名 以上
(7) 機能訓練指導員	1名 以上
(8) 栄養士又は管理栄養士	1名 以上
(9) 事務員	1名

(従業者の職務の内容)

第7条 従業者の職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（所長）	適切な運営管理にあたり、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画を作成する。
(2) 医師（非常勤）	利用者の診療、健康管理及び保健指導にあたる。
(3) 生活相談員	利用申込に関わる調整・相談・関係機関との連絡調整及び利用者及びその家族の相談に適切に応じ、必要な助言その援助調整業務に従事する。
(4) 介護支援専門員	利用者及びその家族の希望、解決すべき課題等施設サービス計画の策定に準拠したサービスとその関連指導業務等に従事する。
(5) 看護職員	診療の補助並びに利用者の看護及び保健衛生関連業務に従事する。
(6) 介護職員	利用者の生活全般についての介護業務に従事する。
(7) 機能訓練指導員	日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練に従事する。
(8) 栄養士又は管理栄養士	給食献立の作成、栄養ケア計画の策定並びに栄養指導業務に従事する。
(9) 事務職員	庶務、経理及び施設の管理・保守業務に従事する。

第3章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び提供方法)

第8条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・排泄・入浴その他日常生活上の介護
 - (2) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
 - (3) 適切な健康管理
 - (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
 - (5) 利用者及びその家族に対しての各種生活相談、助言その他必要な援助
 - (6) 教養娯楽及びレクリエーション活動の提供
- 2 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護の提供に際しては、利用者の状況等の把握に努め、適切妥当な援助を行うと共に、利用後においても、その状況について当該利用者に関わる介護支援専門員等との連携を図るものとする。

(利用料その他の費用)

第9条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護の利用料金は、介護保険の告示上の金額とする。

- 2 その他の費用として、短期入所（介護予防短期入所）生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用。

第4章 サービス利用に当たっての留意事項

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、長野市（信更・篠ノ井・安茂里・川中島・七二会・中条・信州新町・豊野・若穂・松代・浅川）とする。

(サービスの中止)

第11条 事業者は、サービスの提供を受けようとする利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合、サービスの提供を中止することができるものとする。

(面会)

第12条 外来者が、利用者と面会しようとする時は、事務所に面会の向きを告げ、氏名その他の事項を所定のカードに記載することとする。

(外出)

第13条 利用者が外出する場合には、予め日時、行き先、用務等を管理者に届け出こととする。

(退所)

第14条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村又は当該利用者に関わる居宅介護支援事業者との密接な連携を図り、契約を解約することができる。

- (1) 利用者から契約の解約の申し出があった場合
- (2) 利用者が病院等に入院した場合
- (3) 利用者が死亡した場合

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護の事業の実施にあたり、非常災害対策として次の事項を行うものとする。

- (1) 自主的及び専門業者などにより定期的に消火設備及び防火避難設備の点検を行う。
- (2) 防災業務の適正な運営を図るため、防災委員会を設置し、非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関等と連携し、避難・救出及び防火に対する訓練を実施するものとする。
- (3) 関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(身体拘束)

第16条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護の事業を実施するにあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わないこととする。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、別に定める身体拘束マニュアルに沿うものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

2 事故検討会を開催し、事故の分析・改善等を行い、再発防止に向けて職員への周知徹底を図るものとする。

(感染症対策)

第18条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護の事業の実施にあたり、感染症対策として次

の事項を行うものとする。

- (1) 感染症対策の指針の作成と、感染症対策に関する研修
 - (2) 感染症及び食中毒の発生、蔓延を防ぐための、感染症対策委員会の定期的な開催と、その結果の周知徹底
- 2 施設内において感染症の発生又は、発生が疑われる場合には、予め定められた感染症対策マニュアルに沿って適切に対応し、必要に応じて保健所若しくは関係市町村の指導・助言を得るものとする。

(苦情処理)

第19条 提供したサービスに関する利用者からの苦情には、誠意をもって対応し、処理内容については別にマニュアルに定める。

(守秘義務)

第20条 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第3者に漏らさないものとする。また、業務を退いた後も同様とする。

(記録の整備)

第21条 事業所は、従業員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

利用者への介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスの完結の日より5年間保存するものとする。

第7章 その他

(会計区分)

第22条 指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分して整理するものとする。

附 則

1. この規程は、令和2年5月16日から施行する。
2. この規定は、令和6年7月1日から施行する。